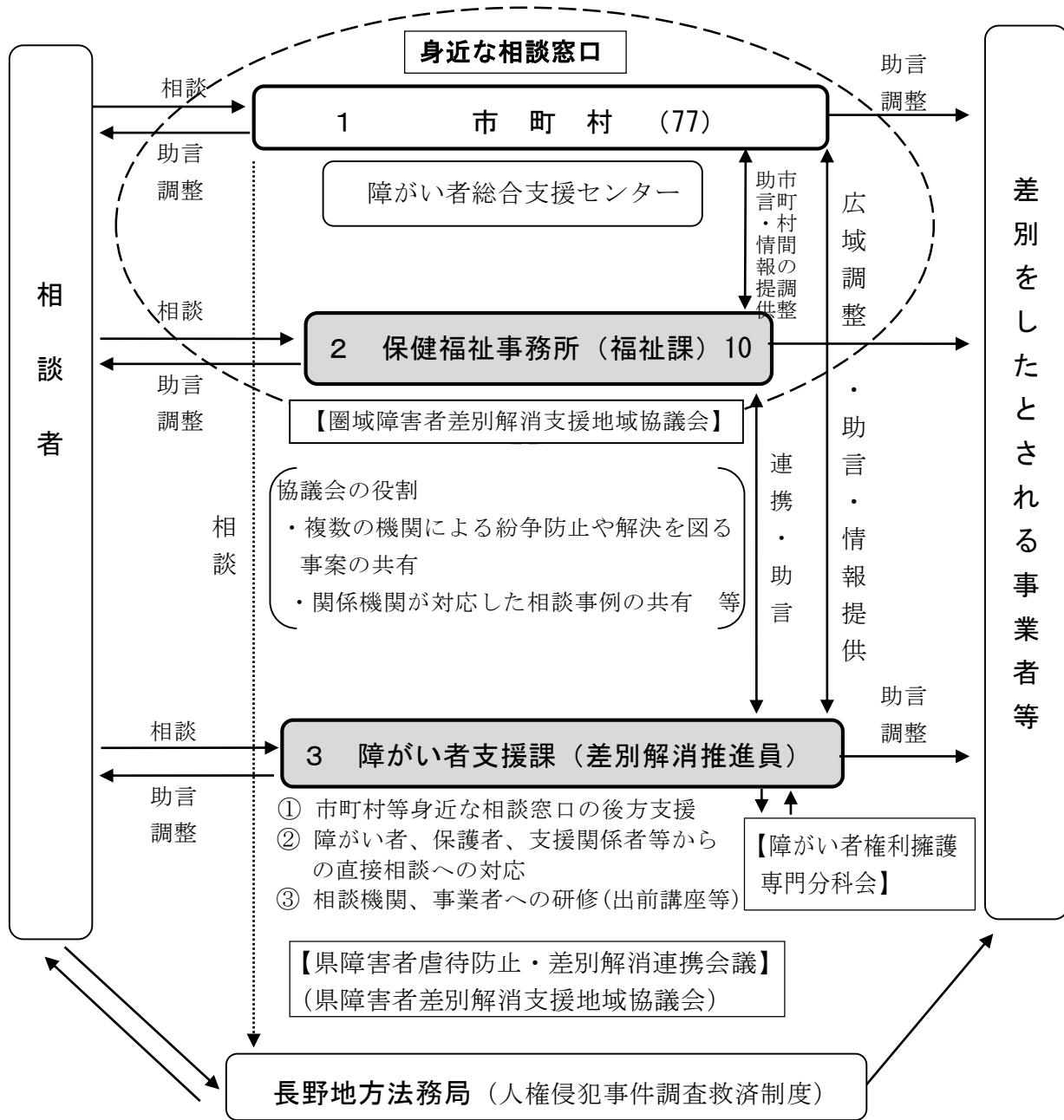


障害者差別解消法に基づく取組について

障がい者支援課

1 相談及び紛争の防止等のための体制の整備



○ 相談窓口の役割分担

相談窓口	役割			
	相談・助言・調整	圏域内調整	広域調整	支援・連携
1 市町村(77)	◎			○
2 保健福祉事務所(福祉課)(10)	○	◎		○
3 県障がい者支援課	○		◎	◎

※ ◎：中心的に役割を担う相談窓口

※ 圏域内調整及び広域調整は必要に応じて実施

2 障害者虐待防止・差別解消支援連携会議の設置

障害者差別解消法第 17 条に基づき、障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行う障害者差別解消支援地域協議会として位置付けるとともに、障害者虐待防止法第 39 条に基づき関係機関等の連携協力体制を整備するための協議会としても位置付け、平成 28 年 7 月 25 日に設置。

(1) 構成機関・団体（別紙 2 のとおり）

(2) 協議内容

ア 障がい者差別解消に関すること

- ・相談に係る事例の共有（相談事例の情報、実施した調整内容の共有）
- ・相談体制の整備（共通の情報記入シートの作成、標準スキームの検討等）
- ・取組の共有・分析（合理的配慮の事例の収集・分析等）
- ・取組の周知・発信や研修・啓発（効果的な方法についての協議等）等

イ 障害者虐待防止に関すること

- ・障害者虐待防止のための取組
- ・関係機関及び団体の連携に関すること
- ・障害者虐待予防、養護者に対する支援の在り方について 等

(3) 平成 29 年度の予定

- ・平成 28 年度の相談状況、合理的配慮の提供状況等を検証し、情報共有・連携を図るため、開催する（平成 29 年 12 月頃）。
- ・市町村又は圏域の地域協議会の早期の設置について、市町村や圏域の自立支援協議会を通じて検討を働きかける。

3 障害者差別解消法の周知・啓発（一般県民向け）

(1) 平成 28 年度の状況

- ・県下 4 地区における学習会の開催（講演会・シンポジウム）（参加者合計 627 名）
【H28. 7. 26 中信地域（松本市）253 名】【H28. 10. 28 東信地域（上田市）119 名】
【H28. 12. 15 北信地域（須坂市）153 名】【H29. 2. 22 南信地域（伊那市）92 名】
- ・出前講座の実施（H28 年度 63 回 4,726 名）

(2) 平成 29 年度の予定

- ・学習会の開催（講演会・シンポジウム）
「あいサポートフォーラム」との連携にて開催する。（平成 29 年 12 月中を予定）
- ・あいサポートメッセンジャー（あいサポート研修のボランティア講師）養成研修会の開催による信州あいサポート運動の強化を図る。

(別紙1)

県・市町村(障がい者差別解消相談窓口)相談対応状況(平成29年3月末現在)

1 相談対応件数 ※(1)相談件数 = (5)対応結果

相談窓口	件数	備考
県	57	
障がい者支援課	56	
保健福祉事務所	1	
市町村	49	
合計	106	

2 相談者区分 ※複数の区分に該当する場合あり。

区分	人数	備考
本人	48	
家族	18	
支援者等の関係者	17	
事業者	1	
その他	21	
不明	2	

3 障がいの区分 ※手帳所持者に限られない。複数の区分に該当する場合あり。

区分	人数	備考
身体障がい	55	
知的障がい	8	
精神(発達障がいを含む)	29	
その他	7	
不明	9	

4 相談内容の区分 ※複数の区分に該当する場合あり

区分	件数	備考
不当な差別的取扱い	22	
合理的配慮の提供	43	
制度説明	12	
その他	36	

5 対応結果 ※(1)相談件数 = (5)対応結果

区分	件数	備考
調整等の実施	43	
他機関(窓口等)紹介	15	
制度説明	18	
調査継続	3	
その他	27	
合計	106	

※その他：助言、傾聴等

(別紙 2)

障害者差別解消支援地域協議会 構成機関・団体一覧

区 分	構成機関・団体名	
関係機関・ 団体	長野県弁護士会	
	長野県司法書士会（リーガルサポートながの）	
	長野県社会福祉協議会	
	長野県社会福祉士会	
	長野県精神保健福祉士協会	
	長野県自立支援協議会	
	長野県民生児童委員協議会	
	長野県相談支援専門員協会	
	長野県身体障害者施設協議会	
	長野県知的障がい福祉協会	
	せいしれん	
	長野県医師会	
	長野県身体障害者福祉協会	
	長野県手をつなぐ育成会	
	長野県精神保健福祉会連合会	
	長野県自閉症協会	
	長野県経営者協会	
	長野県中小企業団体中央会	
	長野県商工会議所連合会	
	長野県商工会連合会	
	障がいのある人もない人も共に生きる社会を目指す研究会元代表	
	長野県市長会	
	長野県町村会	
	特別支援学校長会	
国	長野県地方法務局	
	長野労働局	
県	県民文化部	こども・家庭課
	健康福祉部	地域福祉課
		保健・疾病対策課
		介護支援課
		障がい者支援課
		保健福祉事務所（福祉課）
	教育委員会事務局	特別支援教育課
警察本部	生活安全企画課	

<参考>

【障害者差別解消法】（抜粋）

（障害者差別解消支援地域協議会）（17条抜粋）

第17条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会以下（「協議会」という。）を組織することができる。

【障害者虐待防止法】（抜粋）

（都道府県における連携協力体制の整備）

第39条 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

（調査研究）

第42条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があった場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。